令和3年11月24日

緑化審議会資料

生垣造成補助見直し(案)

■制度概要

生垣を造成しようとする者に対し、生垣の造成に必要な経費の一部を補助することにより、宅地と道路 との接道部の緑化を推進するとともに併せてブロック塀、万年塀等の倒壊による災害の発生を防止する ことを目的とする。

■各年度予算執行状況

年度	予算額	決算額	執行率	補助件数
令和3年度	1,248,000円	136,000円		2 件
令和2年度	1,248,000円	600,000円	48.1%	4 件
令和元年度	1,248,000円	990,000円	79.3%	8 件
平成 30 年度	1,248,000円	579, 314円	46.4%	5 件
平成 29 年度	1,560,000円	353, 334 円	22.6%	5 件

令和3年度は10月末日現在

■制度見直しの背景

令和元年度事務事業評価における行革本部評価では、「民有地の緑化と災害発生の防止を目的としていること、総合計画後期基本計画の成果指標であることから、引き続き推進が求められる。事業の効果的な運用に向けて補助内容の改善・見直しを図るとともに、より一層の制度周知に努めること」が求められており、近隣市の実態等を調査し、本市の現状に即した事業内容について検討する必要がある。

■現行制度(西東京市生垣造成補助金交付要綱)

○補助金交付の対象

次の各号に該当するもの

- (1) 市内において新たに生垣を設置するもの
- (2) 生垣用の樹木の高さが80cm以上あること
- (3) 生垣の総延長が 2m 以上あること
- (4) 地表から 60cm 以上の高さの既存ブロック塀、万年塀等を撤去して生垣に改造するもの

○補助金の交付額

- (1) 生垣の造成 2 mを越えるものにつき 1 m当たり 10,000 円。30mを限度とする。
- (2) 既存ブロック塀、万年塀撤去 1 m当たり 6,000 円。30mを限度とする。

■見直しにあたっての考え方

- ・緑化を推進する考え方から、ブロック塀等を撤去し生垣に改造することを補助の条件からはずす。
- ・現行の生垣造成のほかに、花壇の造成、フェンス緑化を補助対象に加える。
- ・予算の範囲内で、多くの市民に活用できるよう、補助対象を広げる一方、補助上限額を下げる。
- ・ブロック塀等撤去の有無で補助率を変える(撤去分加算や、自己負担導入など)。ブロック塀等撤去の場合 10/10 は維持する。
- ・生垣造成、花壇造成、フェンス緑化、ブロック塀撤去を含めた上限額を設定。

■見直しの検討案

【生垣】

- ○補助金交付の対象
- (1) 市内において、個人が居住するために所有又は管理する宅地に新たに生垣を設置するもの
- (2) 生垣用の樹木の高さが 80cm 以上、枝幅 30cm 以上で、1 m 当たり2 本以上とする
- (3) 生垣の総延長が3m以上(公道に面している部分のみ)あること
- (4) <u>植栽前面にフェンスを設置する場合は透過率 70%以上のもの(竹などの自然素材で樹木の保護・</u> 育成を目的とする四ツ目垣はこのフェンスには当たらない)

○補助金額

- (1) 生垣の造成 1 m当たり 10,000 円。<u>20mを限度</u>とする。 ※ブロック塀、万年塀の撤去を伴わない場合、補助額を 1/2 にすることの検討
- (2) ブロック塀、万年塀撤去(公道に面している部分のみ) 1 m当たり 6,000 円。20mを限度。

【花壇】

- ○補助金交付の対象
- (1) 市内において、個人が居住するために所有又は管理する宅地に新たに花壇を設置するもの(プランター不可。地植え花壇に限る)
- (2) 花壇の総延長が3m以上(公道に面している部分のみ)、道路境界から奥行70cm以上(縁石を含

- む)、面積 2.1 ㎡以上(縁石を含む) あること
- (3) 苗木や花卉の標準植栽数(1 ㎡あたり) 低木…サツキ・ツツジ・ツゲなど5株程度、花卉(多年生植物)など12 株程度

○補助金額

- (1) 花壇の造成及び花卉の購入 花壇延長に1 m当たり 10,000 円を乗じて得た額。20mを限度とする。
 - ※ブロック塀、万年塀の撤去を伴わない場合、補助額を 1/2 にする
- (2) ブロック塀、万年塀撤去(公道に面している部分のみ) 1 m当たり 6,000 円。20mを限度。

【フェンス緑化】

○補助金交付の対象

- (1) 市内において、個人が居住するために所有又は管理する宅地に既存のフェンスその他これに類するもの又はあらたにフェンスを設置し、多年生つる性植物を列植
- (2) 列植部分の総延長が3m以上(公道に面している部分のみ)あること
- (3) フェンスの後ろ側(宅地側)に植栽する場合は、<u>透過率 70%以上のもの(竹などの自然素材で樹</u>木の保護・育成を目的とする四ツ目垣はこのフェンスには当たらない)
- (4) ブロック塀撤去の場合、フェンス設置費用も対象とする(フェンスを新設する場合、フェンス設置費用は補助対象外)

○補助金額

- (1) フェンスの造成 フェンス延長に 1 m当たり 5,000 円を乗じて得た額。20mを限度とする。
- (2) フェンス緑化 緑化延長に1 m当たり 2,000 円を乗じて得た額。20mを限度とする。 ※ブロック塀、万年塀の撤去を伴わない場合は、植栽(緑化)に係る費用のみ助成
- (3) ブロック塀、万年塀撤去(公道に面している部分のみ) 1 m当たり 6,000 円。20mを限度。